

(参考7-4) リコール情報の消費者への提供・注意喚起

- 各種メディア等においてリコール情報を発信するとともに、リコール製品のチラシ等を作成し消費者に周知。また、セミナー、イベントを通じてリコール情報を消費者に周知。

1. 経済産業省の取組

(1) 各種メディアや政府広報等を活用したリコール情報の発信

- ✓ 重大製品事故契機のリコールに関してプレス公表
- ✓ リコール情報を迅速に経済産業省ホームページ(製品安全ガイド)に掲載
http://www.meti.go.jp/product_safety/recall/index.html
- ✓ 新聞、テレビ等のマスメディアを通じた情報発信
- ✓ 政府広報を活用し、インターネットテレビ、ラジオ等により情報を発信

(2) リコール製品の注意喚起チラシ等を作成し消費者に周知

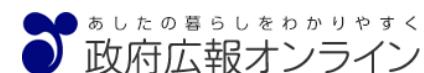
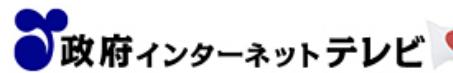
- ✓ NITEと連携してリコール製品のチラシを作成し、ホームページ等に掲載
<http://www.nite.go.jp/jiko/leaflet/leaflet.html>
- ✓ 流通事業者団体経由でリコール製品等のチラシを送付して消費者に周知

(3) 製品安全総点検週間等のイベントやセミナーを通じたリコール情報の周知

- ✓ 製品安全総点検週間ににおける取組
 - ・毎年11月に開催する「製品安全総点検週間」において、リコール情報を含む広報活動を全国で展開(平成25年度の総点検週間は、11月18日～22日)。
 - ・総点検週間に合わせてリコール周知ポスターを作成し、東京メトロ、羽田空港等に掲示。
 - ・リコール周知ポスター、チラシを流通事業者団体に送付し、消費者に周知。
 - ・リコール周知チラシを消費者庁経由で全国の消費生活センター、地方自治体に配布。
 - ・期間中、経済産業省ホームページのトップにリコール注意喚起を掲示。
- ✓ 消費者向け製品安全セミナーにおける取組
毎年、全国で開催する製品安全セミナーでリコール情報等を周知（参加者は、延べ18,000人以上）。

2. 今後の検討課題

- ✓ インターネットにアクセスできない高齢者はリコール情報等に接する機会が少ない。こうした高齢者に情報を届けるため、現在一部の地域で行っている民生委員と地域家電販売店との共同による高齢者宅への訪問活動を促進する取組を検討。
- ✓ 関係省庁と連携し、効果的にリコール情報を周知する取組を促進。
- ✓ 政府広報、NITEの定期プレス等を活用した効果的な広報を実施。



リコール製品の注意喚起チラシ



リコール周知ポスター・チラシ